

通知預金

2019年5月1日現在

1.商品名	・通知預金
2.販売対象	・法人、個人
3.期間	・期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・据置期間経過後は払戻しできます ただし、払戻しする日の2日前までに通知が必要です
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・払戻時に一括して支払います ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7.税金	・お利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税0.315%が付加され20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・法人は総合課税となります
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの付利残高に対して、解約時の普通預金利率により計算した利息とともに支払います
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13.その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者1人あたり元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます